

これまでの経緯

■行革	▽庁内検討	○その他
-----	-------	------

■ 平成 19 年 3 月 第 1 次行財政改革大綱

- ・ 自主性・自立性の高い行政経営の確保
施設使用料など公共サービスの使用料、利用料の適正な水準での見直し
合併直後の料金の差異については、受益者負担の視点から、市民への説明期間を設け、適正な水準での統一化を図ります。
- また、近隣市町村との安易な横並び意識を脱し、市価やコスト計算を参考にして使用料・手数料などの見直しを行います。また減免措置などの特例措置についても見直しをすすめます。

○ 平成 22 年 2 月 平成 21 年度行政監査報告

平成 18 年度の第 1 次行財政改革大綱策定以来、大きな見直しが行われていない。使用料の減免措置は「地方公共団体の有する権利の放棄」であることから、一定の基準のもとで適用されるものであり、受益者負担の原則に十分配慮し、広く市民から理解を得られるよう厳正に運用すべき。

また、市の施設は初期投資経費のみならず、維持管理経費もほとんど回収できていない。人件費を含む維持管理費の単位当たりの原価を算出し、それを使用料の積算根拠とする手法があるので、早急に実施すべき。

▽ 平成 22 年度 使用料・手数料見直し検討会議（全 3 回）

- ・ 手数料と使用料は区別する。手数料から検討
- ・ 原価による使用料の積算根拠を作成すべき
- ・ 減免措置廃止（全施設か、一部か）

■ 平成 24 年 8 月 第 2 次行財政改革大綱

- ・ 受益者負担等の適正化
24 使用料、利用料等の見直し
維持管理等にかかる経費を意識して手数料・使用料の見直しを行い、減免措置廃止について検討する。

▽ 平成 25 年 8 月～26 年 4 月 公共施設使用料見直し検討会議（全 6 回）

- 1) 使用料見直し基本方針（案）について検討
 - ①基本方針の 3 本柱
 - ②使用料の見直しの範囲
 - ③使用料算定ルール
 - ④減免の見直し
- 2) 消費税率引き上げに伴う使用料の見直しについて

▽ 平成 26 年 庁内検討

- ・消費税 10%の時に合わせて
- ・減免を先に考える

■ 平成 28 年 8 月 行財政集中改革プラン（施設に特化）

▽ 平成 28 年 庁内検討

- ・基本方針策定、実施時期については再度検討を

▽ 令和元年 庁内方針

当初、消費税率 10%へ引上げに併せて基本方針に基づき、抜本的な改定を予定していたが今回は消費税改定を先行し、抜本見直しは周知期間を十分設けた上で、次年度以降に実施予定。

○ 令和元年 10 月

消費税率改正に伴う条例改正

▽ 令和 2 年 5～7 月 庁内検討

公共施設使用料設定に係る基本方針改定
令和 3 年 4 月施行を目指す

▽ 令和 3 年 9 月議会

公共施設の使用料 条例改正→否決

「市民への説明が不足している」「利用率の把握は」

「公園の市内外料金は良いが」「激変緩和を含めても増えすぎ」

「コロナ禍で負担増は苦しい」「減免はどうなる」

■ 令和 3 年 11 月 第 3 次行財政改革大綱

行政サービスの再構築①負担の公平化

市の事業や施設には、市民全般が利用するのではなく特定の市民が利用するものがあります。利用する物井と利用しない者の負担の見直しを行い、負担の公平化を目指すことにより市民ニーズに合った施設、サービスへの転換を行います。